

西予市 事前復興計画 【概要版】

令和5年3月



事前復興の定義と、事前復興計画の目的・位置づけ・構成を記載しています。

【第1章 事前復興とは】

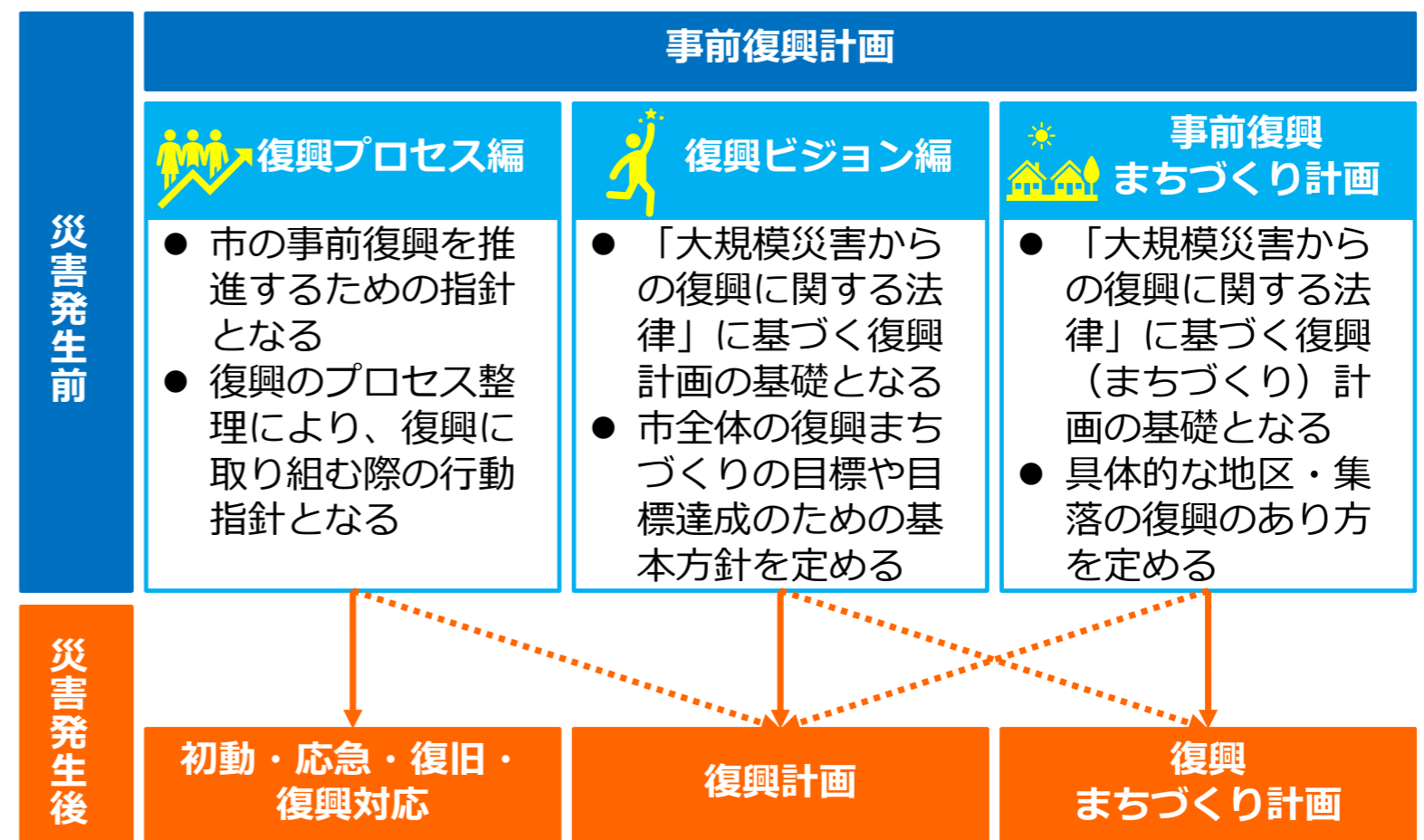
「事前復興」とは、被害の軽減や被災地の復興を適切かつ迅速・円滑に実施するための備えを発災前に取り組んでおくことです。復興の事前実施と、復興の事前準備の2つのベクトルからなります。

【第2章 事前復興計画の概要】

目的

大規模災害が発生した際の、速やかかつ適切な復興を推進していくための事前準備を市民と行政が共通認識をもって進めることで、南海トラフ地震等の大規模災害から**円滑な復旧・復興を図る**ことを目的とする。

構成 以下の3つの編で構成します。



復興ビジョン編は、市全体の復興の目標や目標達成のための基本方針を示します。

【第1章 復興ビジョン編の概要】

目的

事前復興計画復興ビジョン編は、大規模災害が発生したことを想定し、**市全体の復興の目標や方針等を示す**ものであり、災害発生後に法に基づく復興計画の基礎となる計画として策定します。

構成

1. 復興ビジョン

対象区域、対象災害を踏まえ、復興まちづくりの課題を分析した上で、復興の理念や目標、復興方針、さらに復興の実現に向けた取組み内容を示します。

2. 実現に向けた取組み

本編の実現に向けた取組みの内容、本編の運用や見直しの方法を示します。

対象区域を西予市全域、対象災害を南海トラフ巨大地震とし、現状と課題、復興目標を記載しています。

【第2章 復興ビジョン】

分野別の復興課題

まち

- 安全な市街地の形成
- 生活拠点や公共交通の集約
- 被災した道路・河川の早期復旧
- 狭あい道路や住宅密集の解消
- 港湾の早期機能回復
- ライフラインの早期復旧

住まい

- 地震・津波により被災した住家の再建
- 安全な住まい（恒久的な住宅）の確保
- 避難所や応急仮設住宅の確保・供給
- 地域コミュニティの維持

分野別の復興目標

災害に強い安心・安全な市街地・集落の早期形成

被害の特性や現状における都市基盤整備状況等を踏まえながら、地域の状況に応じた市街地整備により、再び被災したとしても人命が失われない災害に強い安心・安全なまちの形成を実現します。

恒久的に安全な住まいの整備

被災後に、再び安定した生活をいち早く取り戻せるよう、復旧期までに被災者の住まいを確保します。また、安全な暮らしを確保できるよう、安全な住まいを整備します。

対象区域を西予市全域、対象災害を南海トラフ巨大地震とし、現状と課題、復興目標を記載しています。

分野別の復興課題

生業

- 事業の早期再開
- 漁港の再建、漁村集落の復興
- 第1次産業の再開
- 観光の再生

分野別の復興目標

地域の活力を維持し、 生活と密接した生業の再建

地域の活力を維持するための産業の再建や生業と生活が密接した第1次産業の再建を実現します。

くらし

- 学校の再建、授業の再開
- 保健医療施設、福祉施設の再建
- 復旧・復興期間中の行政サービスの継続
- 要配慮者への支援
- 公共交通サービスの早期復旧

良好な住環境の整備

日常生活を行う上で欠かすことのできない医療や福祉・教育を始めとした暮らしの根幹となる機能の確保を実施します。

発災前の事前実施・事前準備、及び発災後の復旧・復興段階の取組み内容を記載しています。

【第3章 実現に向けた取組み】

発災前の事前実施・事前準備

まち

- 海岸保全施設等の整備・耐震化
- 緊急輸送道路に指定されている国道・県道・市道、避難路等の整備

住まい

- 木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助
- 整備計画に基づく耐震化や老朽化対策の推進
- 漁港施設等の保全計画書を作成し計画的な対策を推進
- 地域活性化への主体的な取組みの推進

生業

- 老朽化の進んだ農業水利施設等の保全対策や基幹的な農業水利施設の耐震化
- 事業所の耐震化や事業継続計画等に関する啓発
- 応急・復旧対応等における各種の協定の締結

くらし

- 公共施設等の耐震化として、個別計画の策定
- 医療施設の耐震化に向けた啓発
- 保健衛生マニュアルの定期的な見直しや研修・訓練を実施

発災後の復旧・復興

- 復興防災まちづくり方針の作成や基盤未整備地域の整備、災害危険区域等の設定、宅地・公共施設の移転・嵩上げ
- 道路・交通基盤、物流基地等、公園・緑地、ライフライン施設等の復旧・復興
- 文化財等への対応や災害記憶の継承

- 被災住宅の応急修理対策や一時提供住宅の供給、応急的な住宅の供給計画の検討、応急仮設住宅の建設
- 住宅供給に関する基本計画の作成や公営住宅の供給、住宅補修・再建資金の支援

- 農林漁業の再建資金の貸付や農林漁業基盤等の再建、防災営農
- 雇用状況の調査や雇用の維持
- 中小企業の再建資金の貸与や事業の場の確保、観光振興

- 公共施設の復旧や医療・保健対策、福祉対策、メンタルヘルスケアの充実、学校の再開、ボランティアとの連携

発災後の復興の取り組みのなかで、体制や分野別の復興プロセスを明記しています。

【第1章 復興プロセス編の概要】

目的

東日本大震災等の教訓を踏まえて災害が発生前から復興に向けた体制構築や取り組み及びその担当を検討することで、南海トラフ地震等の大規模災害から**円滑な復旧・復興を図る**ことを目的とする。

構成

1. 復興まちづくりの流れ

発災から復興までの段階や復興まちづくりの概況

2. 復興まちづくり体制

市民・事業者・行政等の協働による体制づくり、災害復興本部の構成

3. 分野別の復興プロセス

分野別の市民・事業者・地域等の対応、行政の対応・支援策

4. 東日本大震災時に活用された事業

東日本大震災時に復興交付金を活用した代表的な事業

【第2章 復興まちづくりの流れ】

避難生活期（発災から概ね2週間）

- ・道路啓開やがれき撤去
- ・被災者の応急的な生活の場を確保

復興始動期（概ね2週間から6か月）

- ・がれきの運搬を継続的に実施
- ・仮設住宅等での生活や仮設店舗や事業所の営業

本格復興期（概ね6か月以降）

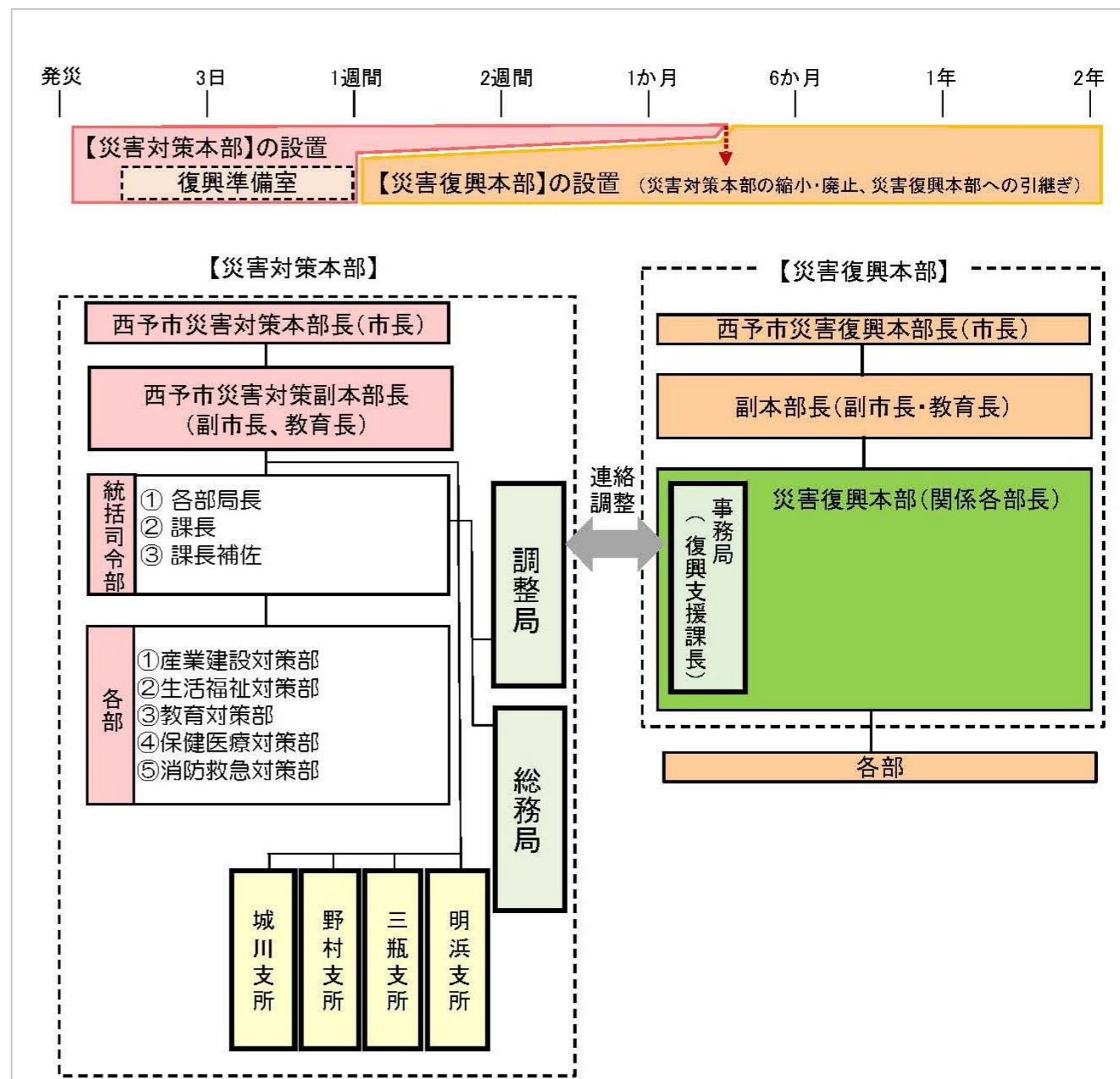
- ・恒久的な住まいや事業所等の再建が開始
- ・産業経済活動が再開



出典：大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」

【第3章 復興まちづくり体制】

災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ



「復旧・復興ハンドブック」（内閣府）を参考に、復興に係る5つの分野について西予市の地域特性を踏まえて、89の施策項目を示しています。施策項目の詳細は「復興手順書」に整理しています。

【第4章 分野別復興プロセス】

5つの分野

第1節 復興に関連する応急対応

1. 被災状況等の把握
2. 災害廃棄物等の処理

第2節 計画的復興への条件整備

1. 復興体制の整備
2. 復興計画の作成
3. 広報・相談対応の実施
4. 金融・財政面の措置

第3節 すまいとくらしの再建

1. 緊急の住宅確保
2. 恒久住宅の供給・再建
3. 雇用の維持・確保
4. 被災者への経済的支援
5. 公的サービス等の回復

第4節 安全な地域づくり

1. 公共土木施設等の災害復旧
2. 安全な市街地・公共施設整備
3. 都市基盤施設の復興
4. 文化の再生

第5節 産業・経済の復興

1. 情報収集・提供・相談
2. 中小企業の再建
3. 農林漁業の再建

89の施策項目を整理

※本編より「復興に関連する応急対応」の施策項目を抜粋

分野	市民・事業者・地域等の対応	行政の対応・支援策	避難生活期	復興始動期	本格復興期
被災状況等の把握	<ul style="list-style-type: none"> 各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、市町・県に報告する。 市民・事業者は、落下物やブロック塀の倒壊等の危険区域には近寄らない、初期消火等の二次災害の防止に努める。 自治会等は、危険区域等の二次災害に係る情報を共有する。 事業者等は、被害状況、復旧状況を市民等に周知し、二次被害の防止、不安解消に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地全体の被災状況を把握する。 被害の拡大や二次災害防止のために危険区域を把握し、避難指示、立入禁止措置等の危険性の周知、警戒避難体制の整備を行う。 特に被害の拡大が懸念される場所では、専門技術を有するTEC-FORCE(国土交通省)が集中的に対応する。 			
	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・自治会等は、行政から依頼があった場合に法制度の適用にあたって必要な情報提供を行う。 市民・事業者・自治会等は、行政が実施する住宅再建意向調査等の各種調査に協力する。 自宅が被災した市民は、罹災証明を申請し、自宅の被害認定を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 法制度により適用可能な補助金申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。 被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。 被災者からの申請に応じ、罹災証明書を遅滞なく交付する。(災害対策基本法 平成25年6月) 			
災害廃棄物等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者は、災害廃棄物をあらかじめ分別することで復興まちづくりに係る工期の短縮につながるため、行政が指定する廃棄物の分別方法に協力する。 市民等は、公費解体を実施する場合に、災害廃棄物撤去の申請を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。 災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。 			

詳細は「復興手順書」で整理

「復興プロセス編」に示した89の施策項目について、以下に示す内容を整理しています。

【復興手順書】

施策名	被災状況等の把握	高層 番号	1-1-1-1
項目	(1) 応急対応のための被害調査	部署	危機管理課他

概要	<p>○以下を目的に、被災地域の被害概要を把握する。</p> <p>1) 緊急に必要な対策ニーズの把握</p> <p>2) 今後の詳細調査体制の検討</p> <p>3) 土地区画整理、市街地再開発など面的整備が必要な地域の把握</p> <p>4) 応急的な住宅への需要推計、民間住宅再建・公営住宅供給のスキームづくり</p> <p>5) 被災者・遺族の生活支援、被災原因の分析と対策の実施</p>
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■項目・手順等

内容	担当課	1週間	1か月	2か月	1年	3年	復興10年
①建築物被害の概要調査	危機管理課	■	■				
<p>○発災後数日間に早急な調査を行い、被災地域の被災状況を把握する。これは、被災者救助、応急的な住宅の必要戸数の推計、ライフライン復旧、市街地復興計画検討、以後の各種調査体制検討など、各種対応の参考資料となる。</p> <p>1) 被害の調査</p> <p>○西予市は、発災直後から数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害概況の把握に努める。</p> <p>○被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなどの概要を把握する。</p> <p>2) 被害の報告等</p> <p>○西予市は把握した被害の概要を随時、愛媛県に報告する。愛媛県はこれを取りまとめ、関連する主務官庁に報告する。</p> <p>○調査結果を迅速に集計し、街区単位での被害率の図化、地区別及び全体での建築物被害数の集計を行う。</p>							

内容	担当課	1週間	1か月	2か月	1年	3年	復興10年
②都市基盤施設被害の概要調査	建設課	■	■				
<p>○道路・橋梁、鉄道、河川・海岸施設、港湾、上下水道、通信、電力、都市ガス、廃棄物処理施設等について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。</p> <p>1) 被害の調査</p> <p>○各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。</p> <p>○被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。</p> <p>2) 被害の報告等</p> <p>○各施設管理者・事業者は、把握した被害の概要を随時、西予市・愛媛県に報告する。愛媛県はこれを取りまとめ、それぞれの主務官庁に報告する。</p> <p>○西予市・愛媛県は、これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。</p>							

概要の整理

復興の項目に関連する法律、留意点及び重要事項等を示しています。

項目・手順等の整理

取り組み内容に対して行動する内容を示しています。

担当課による精査を行い、対応ができないことや内容は課題として整理しています。

担当課の整理

設定した取り組み内容を担当する課を示しています。

対応時期の整理

東日本大震災の実績等を参考に設定した取り組み内容を行う時期を整理しています。

事前復興まちづくり計画

市街地・集落を対象とした復興方針や復興イメージの作成について記載しています。

【第1章 復興まちづくり計画編の概要】

目的

南海トラフ地震などの大規模災害により、大きな被害が想定される**市街地や集落を対象**として、まちや住まいの復興方針、**復興のイメージ作成**等を推進する計画として策定します

構成

1. 三瓶東地区・事前復興まちづくり 計画作成の流れ

復興まちづくりの課題を踏まえ、復興まちづくりの目標や方針、事前復興まちづくりイメージ図を示します

2. 実現に向けた取り組み

復興事前準備のアクションプランや本計画の見直し方法を示します

事前復興まちづくり計画

三瓶東地区における地域ワークショップの議論を踏まえ、復興まちづくりイメージ図を整理しています。

【第2章 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画】

対象区域の設定

- ・地区の現状（人口・産業・土地利用等）の整理
- ・被害想定の確認（現状・課題の整理）

生活再建シナリオ

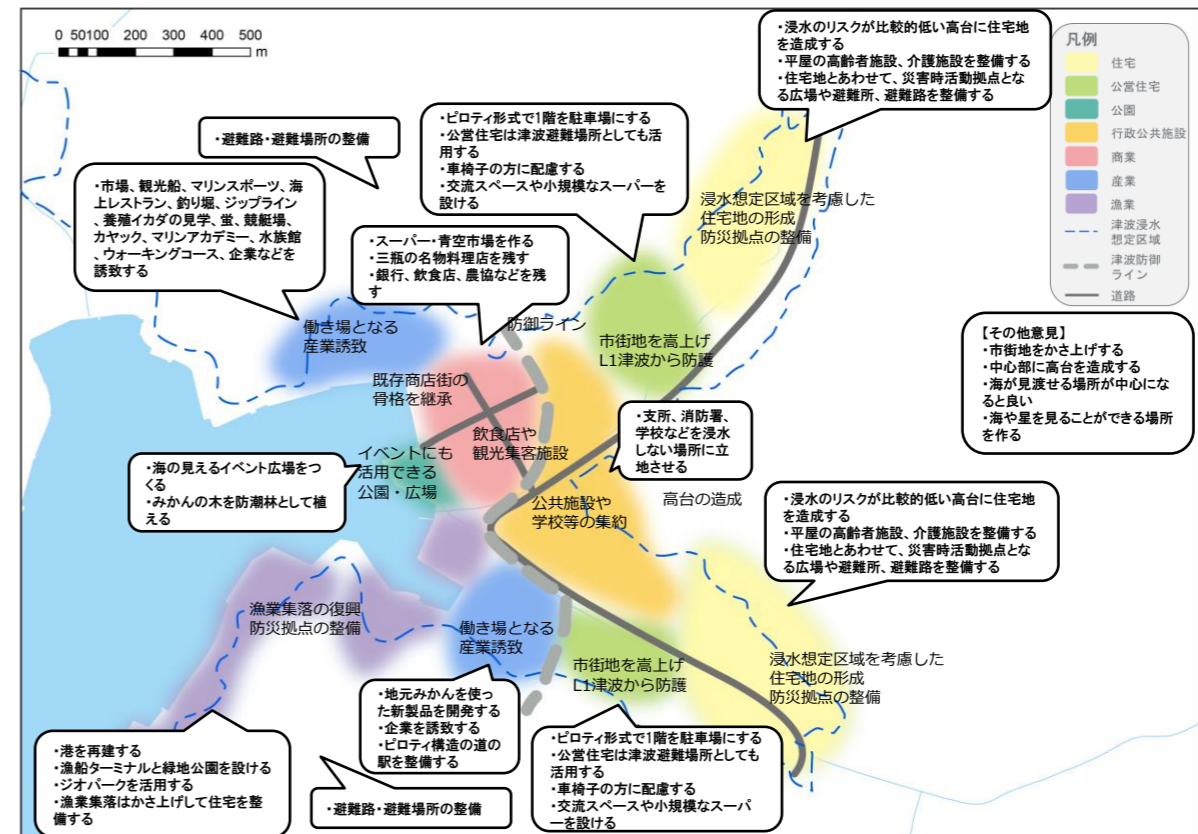
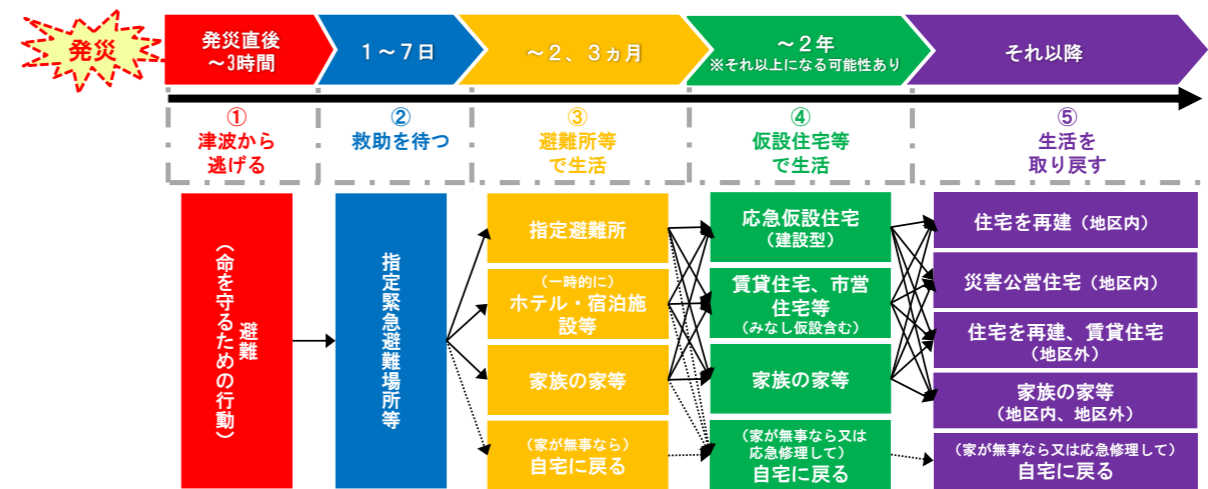
- ・フェーズごとの住まいの場の確認
- ・恒久的な住宅の確保等

復興まちづくりの課題

- ・復興まちづくりにおける課題の整理
- ・復興の目標・方針の設定

復興まちづくりイメージ図の作成

- ・地域住民の意見交換によるイメージ図作成
- ・より具体的な検討による早期復興の効果
- ・実現に向けた活用事業の整理



事前復興まちづくり計画

実現に向けた復興事前準備のアクションプランを記載しています。

【第3章 実現に向けた取り組み】

アクションプラン

短期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> 家具の固定（補助制度） 保険の見直し 家の耐震強化 家周囲の明かりの確保（確認） 家周囲の整理（避難のため） 非常電源の設置 家具の固定をお互いに確認 家具固定サービスの周知
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> 空き家の寄付、空き家バンクに登録 空き家所有者への周知・指導（倒壊の危険）
③その他	<ul style="list-style-type: none"> 所有施設を津波避難場所として開設 家族での話し合い 間伐材でログハウス
中長期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の耐震化 車イスでも移動できる自宅 非常電源の設置 非常電源やバリアフリーに対する補助制度
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> 空き家有効活用への政策 避難路確保のために空家の撤去
③その他	<ul style="list-style-type: none"> 自宅ではガスコンロを避ける 避難場所ではガスコンロ 高台の宅地を造成

赤字：私、黄字：私たち、青字：行政

復興事前準備の推進

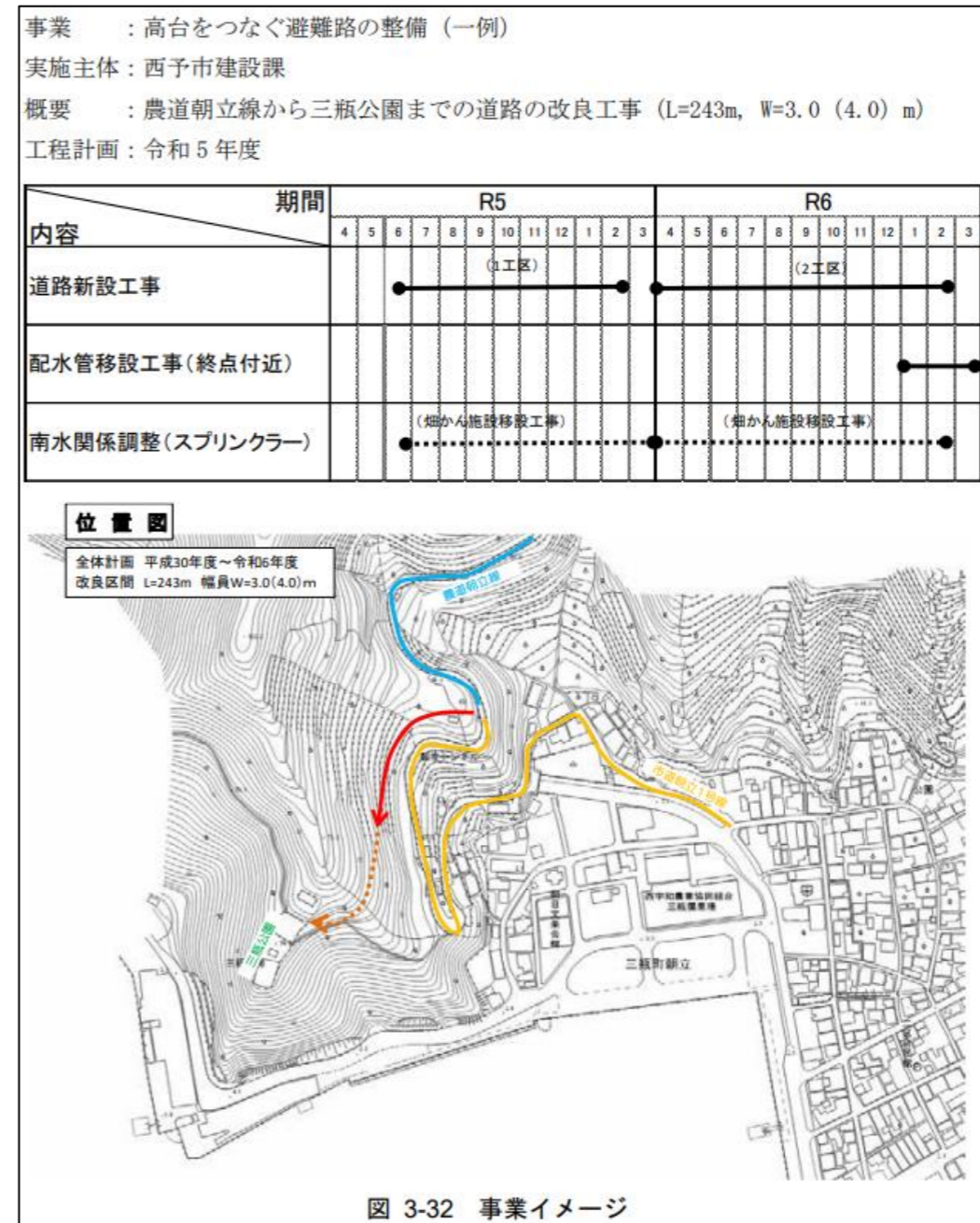


図 3-32 事業イメージ